

令和2年

重要判例回顧

弁護士
柳田 幸三

本稿は、本増刊号冒頭の「監修にあたって」で触れたとおり、本誌令和2年1月号(851号)から令和2年12月号(864号)までの本誌通常号「金融商事実務判例紹介」欄掲載の判例のなかから、企業法務および銀行法務の観点からみて重要なものを「銀行の固有業務」、「担保・保証」、「回収・倒産」、「その他金融業務」、「商事」、「その他企業法務」の6つの分野に分類して、その概要を紹介するものである。ただし、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象としてその概要を紹介することとした。また、当年度については、「銀行の固有業務」、「担保・保証」、「その他金融業務」の分野については、今回はとりあげべき最高裁判例が存在しないため、掲載しないこととした。

一 回収・倒産

1 強制執行の申立てをした債権者が債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において当該強制執行に要した費用のうち民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられた費用のものを損害として主張することは許されないとされた事例(破棄自判)(最判令和2・4・7本号¹⁶判例)

本件は、Yらに対して建物の一部の明渡しを命ずる仮執行宣言付判決に基づく強制執行について、民事執行法42条1項に規定する強制執行の費用で必要なものに当たる合計161万3244円の費用を支出したXが、その執行費用をYらによる本件建物部分の占有に係る共同不法

行為による損害として主張して、Yらに対し、不法行為に基づき、前記161万3244円およびこの請求に係る弁護士費用相当額16万1324円の合計177万4568円ならびにこれに対する遅延損害金の連帯支払等を求めた事案である。原审は、Xの前記の主張に理由があると判断して、前記連帯支払を求める請求を認容した。

本判決は、民事執行法は、強制執行の費用で必要なものを債務者の負担とする旨を定め(民事執行法42条1項)、このうち同条2項の規定により執行手続において同時に取り立てられたもの以外の費用については、その額を定める執行裁判所の裁判

所書記官の処分を経て、強制執行により取り立て得ることとし(同条4項ないし8項、22条4号の2)、また、同法42条1項にいう強制執行の費用の範囲は、民事訴訟費用等に関する法律(以下、「費用法」という)2条各号においてその費目を掲げ、同法が法令の規定により民事執行手続を含む民事訴訟等の手続きの当事者等が負担すべき当該手続きの費用の費目および額を法定しているのは、当該手続に一般的に必要と考えられるものを定型的、画一的に定めることにより、当該手続きの当事者等に予測できない負担が生ずること等を防ぐとともに、当該費用の額を容易に確定することを可能とし、適正な司法制度の維持と公平かつ円滑なその利用という公益目的を達成する趣

分野	概要	裁判所・言渡日等	出典
預金業務	預金債権は口座名義人に帰属するものではないとして預金債権の帰属確認請求を棄却するとともに、被控訴人が債権者不確知を理由として行った供託が有効であったとした原判決が控訴審においても維持された事例	東京高判令和元・9・18（確定）	金判 1582号 40頁 本号①判例
	原告名義の普通預金口座が「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2条4項2号に規定する「犯罪利用預金口座等（資金移転先口座）」に該当すると疑うに足りる相当な理由が存在するとされた事例	東京地判令和元・12・17（控訴）	金判 1588号 26頁 金法 2133号 86頁 本号②判例
	遺言執行者が指定された遺言による包括受遺者の1人が葬儀費用等に充てるために遺産を構成する預金債権を払い戻したことが違法ではないとされた事例	東京地判令和元・9・10（確定）	金法 2136号 79頁
	遺言執行者による預金払戻し	東京地判令和元・11・15（確定）	金法 2142号 52頁 本号③判例
	預貯金の払戻しに係る民法478条による免責を認めた原審の判断が控訴審において一部変更された事例	東京高判令和元・12・18（上告・上告受理申立て）	金判 1593号 20頁 本号④判例
	預金の払戻しについて、平成29年法律第44号による改正前の民法478条による免責が認められた事例	東京地判令和2・6・9（控訴）	金判 1605号 52頁
	信用金庫が、口座名義人以外の第三者からの請求に応じて預金の払戻しをした場合における、当該信用金庫の過失の有無および口座名義人の過失による過失相殺の有無	東京地判令和元・12・10（控訴）	金法 2143号 75頁 本号⑤判例
銀行員が、預金者の従業員と共謀し、預金者の預金を無断で引き出したことについて、銀行の使用者責任が認められた事例	福岡高判令平成30・11・29（上告・上告受理申立て後、上告棄却・上告不受理決定）	金法 2128号 62頁 本号⑥判例	
融資業務	原本に代えて提出された写しの取調べに異議が述べられた場合の取扱い	東京高判令和元・9・18（確定）	判タ 1466号 92頁 本号⑦判例
	アパートの賃貸事業等のための融資金の繰上返済手数料に係る特約について、消費者契約法の規定により無効とはいえないとされた事例	東京地判令平成31・3・20（確定）	金法 2137号 88頁 本号⑧判例
金融商品販売等	商品先物取引の勧誘が違法とされた判断が是認された事例	名古屋高判令和元・8・22（確定）	金判 1578号 8頁 判時 2453号 59頁 判タ 1472号 88頁 金法 2133号 74頁 本号⑨判例
	仮想通貨管理契約の当事者間において、ハードフォークにより生じた新コインを移転させることを明示または黙示に合意したものとはいえないとされた事例	東京地判令和元・12・20（控訴）	金判 1590号 41頁
	仮想通貨（暗号資産）交換業等を営む被告にアカウントを開設した原告が、当該アカウントに第三者からの不正アクセスを受け仮想通貨（暗号資産）が外部に不正送付されたと主張して求めた損害賠償請求等が棄却された事例	東京地判令和2・3・2（控訴）	金判 1598号 42頁 本号⑩判例
	暗号資産の利用契約を締結した者が、ビットコインアドレスから暗号資産取引仲介業者のビットコイン受領用アドレスに対し、業務対象通貨に属さない暗号資産テザーを送信した場合において、テザーの返還請求が認められないとされた事例	東京地判令和2・7・31（確定）	金判 1605号 40頁

預金債権は口座名義人に帰属するものではないとされ、銀行が行った債権者不確知を理由とする供託が有効とされた事例（確定）（東京高判令和元・9・18金判1582号40頁）

重要度 ★★☆☆

事案の概要

Xは、Y銀行に開設されたA社名義の普通預金口座に係る普通預金債権について差押命令および転付命令を申し立て、その発令を受けたが、Y銀行は、払戻しに応じずに本件普通預金債権について債権者不確知を理由として預金を供託した。Xは、Y銀行が払戻しに応じないことは不法行為であるとして損害賠償請求した。また、参加人Zは自分が本件普通預金債権の債権者であると主張して独立当事者参加し、Xに対し、ZとX間においてZが本件供託にかかる供託金還付請求権を有することの確認を求めた。争点は、本件普通預金債権の預金者はAか、Zかである。原審は、預金者はZであると判断した。X控訴。

判旨

控訴棄却。

「普通預金は、定期預金と異なり、預金口座を開設した後、日常的に出入金が繰り返され、流動性があることが予定されている。したがって、普通預金については、定期預金のようにその出捐者によって直ちに預金者が定まるものとは考え難く、当該普通預金口座を開設した主体や経緯、預金通帳や銀

銀行の固有業務

行届出印の管理の状況、その後の入金金を行っていた主体や経緯などの諸般の事情を総合的に考慮した上で、預金者を認定すべきである」（最判平成15・2・21民集57巻2号95頁、最判平成15・6・12民集57巻6号563頁参照）。「①本件普通預金口座は、口座名義人はAであるものの、Dの依頼に基づいてAが開設手続をしたものであり、開設の目的は、DがC大学において行う寄附研究のための寄附金を同口座からC大学に送金するとともに、同寄附研究に関して使用する経費を保管することであったこと、②DとAの間では、本件業務委託契約に定める報酬を上記の寄附金及び経費に充てることとし、本件普通預金口座には、Zから上記寄附金及び経費に充てる資金として7500万円が振り込まれることが合意されていたこと、③Dは、Aから、本件普通預金口座の入出金について、Dの裁量なしに判断においてこれを行うことができる旨の委任を受けていたこと、④本件普通預金口座の預金通帳及び銀行届出印は、同口座の開設直後から、Aの了解の下にDが保管していること、⑤本件普通預金口座にその開設に当たって預け入れられた1000円はAが負担したものであるが、その後に入金された7500万円はZが振

込送金したもので、その資金はZが負担しており、他に預入れ又は払戻しがされたことはなかったこと、⑥Dは、本件普通預金口座の開設から同口座へのZからの7500万円の振込送金があった時期において、Zの会長として実質的にその運営を掌握していたことが認められる。「これらの事情を総合的に考慮すれば、本件普通預金口座の預金者はZであり、（略）：Aではない」。「なお、本件普通預金口座の開設に当たって預け入れられた1000円は、Aが負担したものである。しかし：（略）：本件普通預金口座については、上記の1000円は、その後に入金された7500万円と比較すれば極めて少額であり、口座開設の目的等に照らせば、上記の預入れに係る1000円を含めて本件普通預金口座の預金の預金者はZであると認めることができる」。

解説

普通預金の預金者が誰かについては、諸般の事情を総合的に考慮して判断される（判旨掲載の最高裁判決参照）。本件は具体的事情をつぶさに認定し、預金名義人以外の者を、預金者と判断したものであり、参考になる。

（谷本誠司）